

平成30年4月1日号

# 区政報告

発行所：品川区議会公明党

住所：品川区広町2-1-36 品川区役所5階

お気軽に、ご意見・ご感想をお寄せ下さい。

■議会控室：広町2-1-36 品川区役所議会棟5階

■電話：03-5742-6817

■ファックス：03-3774-3366

■Eメール：info@shinagawa-komei.org

■HP：http://www.shinagawa-gikaikomei.org/



## 浜川中学校に自閉症・情緒障がい 特別支援学級を開設

今年4月、浜川中学校に固定の自閉症・情緒障がい特別支援学級が開設されました。通常の学級のような大きな集団（1学級35～40人程度）で学ぶことが苦手な生徒が、小集団（8人で1学級）で、学ぶことができます。通常の学級と同じ学習内容と、社会性を身に付けられるよう、情緒の安定・コミュニケーション能力の育成をする授業（自立活動）があります。

区では、特別支援教育において、継続的な支援ができる体制を整え、適切な指導につなげることを大切にしています。

【問合せ】教育総合支援センター

☎3490-2000



## 品川区ホームページで 窓口混雑状況を確認！

新生活がスタートする4月は、区役所の窓口が大変込み合います。

【混雑する曜日】月曜日・金曜日・日曜日

【混雑する時間帯】正午～15時頃

（比較的空いているのは、8：30～10：00頃）

品川区のホームページのトップ画面の、『戸籍住民課 窓口混雑状況はこちら』から、受付混雑

状況・呼出し状況と、交付呼出し状況を確認できます。ご来庁の

際は、時間に余裕を持ってお越しくださいますようお願いいたします。

【問合せ】戸籍住民課住民異動係 ☎5742-6660



▲混雑状況確認用  
QRコード

## 住宅宿泊事業法がはじまります 民泊サービスについて

住宅宿泊事業法とは、民泊サービス（住宅宿泊サービスを提供するもの）の健全な普及を図るためのもので、今年6月15日に施行されます。住宅宿泊事業の届出をお考えの方は、事業実施前の事前準備として、品川区保健所、品川区役所建築課審査担当、所管の消防署で事前相談を受けてください。営業が開始できるのは今年6月15日からです。住宅宿泊事業を開始するためには、原則として「民泊制度運営システム」により所定の手続きを行っていただきます。観光庁では、民泊に関する制度や届出の方法などを掲載した「民泊制度ポータルサイト」を開設していますので同システムの操作方法確認やログインは、民泊制度ポータルサイトから行ってください。

【問合せ】品川区保健所生活衛生課医薬環境衛生担当

☎5742-9137

## 国民健康保険料の納付 ペイジー、クレジットカードで便利に

4月以降に発行される国民健康保険料の納付書から、従来の支払い方法に加えて「ペイジー」「クレジットカード」で支払いができます。



●Pay-easy（ペイジー）によるお支払い

ペイジーに対応しているインターネットバンキング、モバイルバンキング、ATMを利用して支払うことができます。詳しくは金融機関のホームページなどをご覧ください。

●クレジットカードによるお支払い

各種クレジットカード決済により支払うことができます。詳しくは「Yahoo! 公金支払い」ホームページ <https://koukin.yahoo.co.jp/> をご覧ください。

【問合せ】国保医療年金課収納係

☎5742-6678